

平成20年旭市議会第3回定例会会議録

議事日程（第5号）

平成20年9月25日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 決算審査特別委員長報告
- 第 2 質疑、討論、採決
- 第 3 常任委員長報告
- 第 4 質疑、討論、採決
- 第 5 常任委員長請願報告
- 第 6 質疑、討論、採決
- 第 7 常任委員長陳情報告
- 第 8 質疑、討論、採決
- 第 9 事務報告
- 第10 閉 会

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 決算審査特別委員長報告
- 日程第 2 質疑、討論、採決
- 日程第 3 常任委員長報告
- 日程第 4 質疑、討論、採決
- 日程第 5 常任委員長請願報告
- 日程第 6 質疑、討論、採決
- 日程第 7 常任委員長陳情報告
- 日程第 8 質疑、討論、採決
- 追加日程第 1 発議案上程
- 追加日程第 2 提案理由の説明
- 追加日程第 3 質疑、討論、採決
- 日程第 9 事務報告
- 日程第10 閉 会

出席議員（24名）

1番	伊藤保	2番	島田和雄
3番	平野忠作	4番	伊藤房代
5番	林七巳	6番	向後悦世
7番	景山岩三郎	8番	滑川公英
9番	嶋田哲純	10番	柴田徹也
11番	木内欽市	12番	佐久間茂樹
13番	日下昭治	14番	平野浩
15番	林俊介	16番	明智忠直
17番	林一雄	18番	高木武雄
19番	嶋田茂樹	20番	向後和夫
21番	高橋利彦	22番	林正一郎
24番	神子功	26番	林一哉

欠席議員（1名）

25番	伊藤鐵
-----	-----

説明のため出席した者

市長	伊藤忠良	副市長	鈴木正美
教育長	米本弥榮子	病院事業者 管理	吉田象二
病院事務部長	伊藤敬典	総務課長	高埜英俊
秘書広報課長	加瀬寿一	企画課長	加瀬正彦
財政課長	平野哲也	税務課長	野口徳和
市民課長	木内國利	環境課長	平野修司
保険年金課長	増田富雄	健康管理課長	小長谷博
社会福祉課長	在田豊	高齢者 福祉課長	横山秀喜
商工観光課長	神原房雄	農水産課長	堀江隆夫
建設課長	米本壽一	都市整備課長	島田和幸

下水道課長	中野博之	會計管理者	渡辺輝明
消防長	菅谷衛一	水道課長	堀川茂博
庶務課長	浪川敏夫	学校教育課長	及川博
生涯学習課長	花香寛源	国体推進室長	高野晃雄
監査委員局長	林久男	農業委員会	小田雄治
事務局長	野口國男	農事事務局	鈴木清武
国民宿舎人院長	鈴木友孝	病院經理課長	
支病再整備室長			

事務局職員出席者

事務局長	宮本英一	事務局次長	石毛健一
------	------	-------	------

開議 午前10時 0分

議長（明智忠直） おはようございます。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

ただいまの出席議員は24名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 決算審査特別委員長報告

議長（明智忠直） 議案第1号から議案第19号までの19議案及び陳情第5号、陳情第6号の陳情2件、また閉会中の継続審査である請願第2号、請願第3号の請願2件と、陳情第3号、陳情第4号の陳情2件を一括議題といたします。

日程第1、決算審査特別委員長報告。

決算審査特別委員会及び各常任委員会に付託いたしました議案等の審査結果は、お手元に配布のとおりであります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（明智忠直） 配布漏れないものと認めます。

これより決算審査特別委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

委員長、嶋田茂樹議員、ご登壇願います。

（決算審査特別委員長 嶋田茂樹 登壇）

決算審査特別委員長（嶋田茂樹） おはようございます。

決算審査特別委員会委員長の報告を申し上げます。

去る9月5日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案第1号、平成19年度旭市一般会計決算の認定について、議案第2号、平成19年度旭市国民健康保険事業特別会計

決算の認定について、議案第3号、平成19年度旭市老人保健特別会計決算の認定について、議案第4号、平成19年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、議案第5号、平成19年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について、議案第6号、平成19年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、議案第7号、平成19年度旭市水道事業会計決算の認定について、議案第8号、平成19年度旭市病院事業会計決算の認定について、議案第9号、平成19年度旭市国民宿舎事業会計決算の認定についての9議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る9月11日及び12日のそれぞれ午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長、教育長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第1号についての主な質疑5点について申し上げます。

1点目として、歳入の市税収入未済額について、何件くらいあって、1件当たりどのくらいの額なのかとの質疑では、現年課税分と滞納繰越分を合わせて、市民税は3,767人、固定資産税は2,585人、軽自動車税は1,926人である。

また、1件当たり平均の滞納額ということで、市民税が14万5,000円ほど、固定資産税は39万円、軽自動車税は1万8,000円余りであるとの答弁がありました。

次に、2点目として、歳出、総務費の地域審議会運営費について、決算額が25万円余りであり、昨年と比較して半減しているが、それだけ活動がされていなかったということかとの質疑では、地域審議会については、新市の建設計画の執行状況や地域における振興が他の地域と均衡を欠くことのないように設けられたもので、開催状況については、総合計画の関係で、18年度は、海上、飯岡地区がそれぞれ2回と干潟地区が3回開催したところであるが、19年度は、各地区1回の開催であった。

審議会の開催については、審議会のほうから、この案件を審議したいという申し出により開催するような形になっており、市からの諮問する案件というのは、新市の建設計画の変更くらいで、それ以外は諮問しないような形になっているが、できるだけ意見をいただけるよう努力したいと思っているとの答弁がありました。

次に、3点目として、民生費の外出支援サービス事業について、利用者が年間42人では少ないのではないかとこの質疑では、この事業については、昨年から運送法の関係で、料金を取って運送する場合は、許可をとらないと運用できないことになり、その中で利用者も限定されている。

具体的には、週1回というのが原則で、条件を満たしたものだけが認定をし、外出支援ができる形になっている。これは、民間の事業に影響を与えるということから、限定つきでそのような形になっている。

また、利用の仕方については、すべて予約制となっており、利用日の1か月前から7日前までに申請しなければならない原則となっているが、相談に応じながら緊急に退院するとか、入院するとかの場合には、仮に車があいているときには、極力早目に対応したいとの答弁がありました。

次に、4点目として、民生費の生活保護扶助費について、傾向として増えているのかとの質疑では、生活保護の状況は全国的には増加傾向にある。本市の場合においては、合併して3年が経過した中で、保護世帯は230から240世帯の中を行ったり来たりしている。また、保護の人員についても、270人を境に行ったり来たりの状況であるとの答弁がありました。

最後に、5点目として、基金について、かなり伸びているが、今後の見通しはどうかとの質疑では、基金については、一般会計で九つ、特別会計で五つ、計14の基金がある。

特に、財政調整基金は、18年度末の残高13億1,572万9,000円が19年度末には18億8,795万8,000円で、かなり増えている。

基金の総額でいくと、一般会計所管の基金は、19年度末で51億7,026万円ほど、また、特別会計で8億1,577万円ほどあり、合わせて59億8,604万円ほどある。

17年7月1日時点の基金合計が36億143万円であったので、合併時点からは23億8,461万円ほど増えているとの答弁がありました。

次に、議案第2号の主な質疑について申し上げます。

短期人間ドックについて、日帰り1泊2日のそれぞれの受診者数と、年々増加傾向にあるが、どんな理由なのかとの質疑では、受診できる医療機関は、旭中央病院、田辺病院、飯倉医院で、19年度の実績は、旭中央病院のみで、1泊2日の受診者数は285人、日帰りは114人であった。

また、増加の理由については、合併前の旧飯岡町が85%の助成をしており、ほかの1市2町は70%の助成であったものを、合併後は85%の助成率にしたことと、健康に関心を持つような形になってきたことが推察されるとの答弁がありました。

次に、議案第8号の主な質疑2点について申し上げます。

1点目として、棚卸資産について、増えている理由は何かとの質疑では、病院の中には、診療材料、薬品等、さまざまなものがあり、これを1回に全部棚卸しできればよいが、あま

りにも大量にあるため、今回実施したのが、薬剤の調剤薬局と各病棟にある診療材料について棚卸しをした。

今後も随時拡大して、継続性をもって、適正な在庫、不良品等の管理を実施していくとの答弁がありました。

次に、2点目として、企業債の繰上償還は考えているのかとの質疑では、高金利のものは、繰上償還することで、経営のためにはよいわけであるが、基本的に償還するとなれば許可が必要となり、また、実施すると、3年間は新規の起債が凍結されるなどの条件もあるので、現在、再整備事業を抱えていることから、繰上償還は考えていないとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げますが、そのほか質疑を尽くし、審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第8号については賛成多数で、そのほかの8議案については全員賛成で、それぞれ認定することに決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成20年9月25日、決算審査特別委員会委員長、嶋田茂樹。

議長（明智忠直） 決算審査特別委員長の報告は終わりました。

日程第2 質疑、討論、採決

議長（明智忠直） 日程第2、質疑、討論、採決。

質疑、討論、採決を行います。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（明智忠直） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

滑川公英議員、ご登壇願います。

（8番 滑川公英 登壇）

8番（滑川公英） 8番、滑川です。

議案第8号について、議会初頭の質疑に続きまして、決算審査特別委員会の中でも質問いたしましたが、適正在庫水準はどのくらいなのか、棚卸しは3月何日に行ったのか、具体的

な答弁はいただけませんでした。

経費節約のコンサルに何千万円も払いながら、適正在庫が分からないとは解せません。在庫が多いということは、資金が寝るということです。

民間企業は、在庫や棚卸しについて厳しくチェックしています。また、何万点に上る棚卸しが1日か2日で終わるわけではありません。多分帳簿棚卸しで済ませていると思います。現品との付け合わせはしているのでしょうか。

昨年9月議会では、鍋木再整備室長が、電子カルテにより机上の在庫もカウントされるようになったから1億円増えたと答えています。しかし、今年、鈴木経理課長は、18年は倉庫、19年度は机上の在庫、来年はナースセンターと答えています。答弁が食い違っています。このことも一向に訂正する答弁はありませんでした。

質疑のときにも、決算審査特別委員会の中でも、これからも棚卸し先を増やすと鈴木経理課長は答弁しております。このことは重要なことです。

18年度で約1億円、19年度で8,000万円の在庫が増加しております。両年度とも、純益は3億数千万円です。たった2年間で1億8,000万円弱の棚卸しの増加は異常です。

収入経費総計では、600円を超える会計規模ですから、棚卸し額にしてはわずかですが、純益に対しては、それぞれ棚卸し額は75%、93%です。

地方公営企業法施行令第9条、公営企業会計の原則、1、真実性の原則、地方公営企業は、その事業の財政状態及び経営成績に関して、真実な報告を提供しなければならない。2番目として、正規の簿記の原則。3番目として、資本取引と損益取引との区分の原則。4番目として、明瞭性の原則。5番目として、継続性の原則が上げられております。継続性とは、地方公営企業は、その採用する会計処理の基準及び手続きを毎事業年度継続して用い、みだりに変更してはならない。これは会計処理の基準や手続きを継続して使用するという事です。

重箱の隅をつつくようなことだと思われる方もあるとは思いますが、20年度上半期の決算、20年度通期の決算には、このような不明瞭な決算をしないように問題化したわけです。

55年にわたるすばらしい実績の旭中央病院ですが、質問に対する答弁なし、発言の食い違いに対する訂正なし、また地方公営企業法施行令第9条により抵触するおそれのある棚卸し方法により、議案第8号、平成19年度旭市病院事業会計決算の認定に反対いたします。

以上です。

議長（明智忠直） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(明智忠直) 討論を終わります。

これより議案第1号から議案第9号までの9議案について採決いたします。

議案第1号、平成19年度旭市一般会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第1号は認定することに決しました。

議案第2号、平成19年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第2号は認定することに決しました。

議案第3号、平成19年度旭市老人保健特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第3号は認定することに決しました。

議案第4号、平成19年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第4号は認定することに決しました。

議案第5号、平成19年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第5号は認定することに決しました。

議案第6号、平成19年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（明智忠直） 全員賛成。

よって、議案第6号は認定することに決しました。

議案第7号、平成19年度旭市水道事業会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（明智忠直） 全員賛成。

よって、議案第7号は認定することに決しました。

議案第8号、平成19年度旭市病院事業会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（明智忠直） 賛成多数。

よって、議案第8号は認定することに決しました。

議案第9号、平成19年度旭市国民宿舎事業会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（明智忠直） 全員賛成。

よって、議案第9号は認定することに決しました。

日程第3 常任委員長報告

議長（明智忠直） 日程第3、常任委員長報告。

これより各常任委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、公営企業常任委員長の報告を求めます。

委員長、日下昭治議員、ご登壇願います。

（公営企業常任委員長 日下昭治 登壇）

公営企業常任委員長（日下昭治） 公営企業常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る9月5日の本会議において、当委員会に付託されました議案第11号、平成20年度旭市病院事業会計補正予算の議決についての1議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

す。

去る9月17日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催しました。

それでは、議案第11号の主な質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、1点目として、新本館に600人収容の講堂というものがあるが、どのくらい利用するのかとの質疑では、利用については、医学系の講演会や院内の研修会等を含めて、年間80回程度ある。

また、この講堂や1階のホールには、災害時を想定して、酸素や吸引機を設置する予定であるとの答弁がありました。

次に、2点目として、補助金の増額について、国や県に対して、どのような形でお願いをしているのかとの質疑では、県の補助金については、直接知事に要望書を渡し、その状況を説明したところで、現在、23億8,000万円程度の補助金がついたところであるが、さらに県は検討してくれている状況である。

また、国の補助金については、三位一体改革で厳しい状況にあるが、補助金獲得に向っては、市一丸となってやっていかなければいけないと思っているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げますが、そのほか質疑を尽くし、審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第11号は全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成20年9月25日、公営企業常任委員会委員長、日下昭治。

議長（明智忠直） 公営企業常任委員長の報告は終わりました。

続いて、建設経済常任委員長の報告を求めます。

委員長、嶋田哲純議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長 嶋田哲純 登壇）

建設経済常任委員長（嶋田哲純） 建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る9月5日の本会議において、本委員会に付託されました議案第10号、平成20年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第16号、旭市土地開発公社定款の変更についての2議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る9月18日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

議案第10号の主な質疑について申し上げます。

農林水産業費の米の力再発見事業補助金について、米粉の需要は年間どのくらいを予定しているのかとの質疑では、この事業は、米を米粉にすることで、生産調整の該当になることから、県に先駆けて、当市においては、この秋からこの事業を取り入れ、生徒・児童、また、産業まつり等で、市内の方々に試食をしてもらい評価をいただくことを考えている。

また、想定では、8.5俵を米粉にして、これを生めんじゅうに加工して、学校給食6,250食分を予定しているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、そのほか質疑を尽くし、審査の結果、別紙報告書のとおり、2議案とも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成20年9月25日、建設経済常任委員会委員長、嶋田哲純。

議長（明智忠直） 建設経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長、柴田徹也議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 柴田徹也 登壇）

文教福祉常任委員長（柴田徹也） 文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る9月5日の本会議において、本委員会に付託されました議案第10号、平成20年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第13号、旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号、旭市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての3議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る9月19日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より教育長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第10号の主な質疑2点について申し上げます。

1点目として、民生費の次世代育成支援行動計画策定事業について、基礎調査とはどういうことをされるのかとの質疑では、前期5年計画が21年度をもって終了することから、22年度から始める後期5年計画に向けて、前期の計画を踏まえた中で、保護者の要望や不足して

いる部分など、そのニーズ調査ということで、小学校の就学前の児童に対して900件、小学校の低学年児童に対して600件の計1,500件の調査数でアンケートを実施する予定である。

内容については、まだ具体的に詰めていないが、聞き方によっては全くの意味のなさないものになってしまうことも十分踏まえて、調査する内容をよく詰めて、また、データについてもさまざまな設問等とクロスさせながら、問題点という部分を洗い出せるように報告をまとめ上げるということを念頭に置いて進めていきたいとの答弁がありました。

次に、2点目として、学校管理費の小学校、中学校の施設改修事業について、二次診断をしなくてもよいものなのか。また、一次と二次の診断の違いは何かとの質疑では、国は地震防災対策特別措置法を改正して、一定の要件を満たすものについては、補助率を3分の1から2分の1に引き上げる措置をとり、その一定の要件とは、二次診断を行い、かつ診断の中で、構造耐震指標が0.3を下回ることで2分の1の補助率となるもので、今回の両校については、既に一次診断が終わり、中央小は0.39、矢指小は0.25という数値が出ているが、この二次診断を行ったときに同じような数値が出るとは限らない。

これは診断の仕方が違い、一次診断は、設計図や図面を中心に行い、また、二次診断においては、材料を採取したり見たりする現場中心に診断を行うため、このような差が出てくる。

その診断をしない限り、有利な補助金を得ることはできないので、有利な補助金の権利を得るために診断することを判断したとの答弁がありました。

次に、議案第13号の主な質疑について申し上げます。

このひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部改正によるメリット・デメリットは何かとの質疑では、基本的には大きく変わるというところはないが、負担を強いる部分において、入院の中での食事の部分、また、日常の生活療養の部分、これらについては、今回から除外ということになるので、1日300円という部分が負担増になってしまうが、他の医療制度を含めて、既に利用者の一部負担ということで制度的に統一をされており、今回の条例改正により、他の制度との均衡が図られるものであるとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げますが、そのほか質疑を尽くし、審査の結果、別紙報告書のとおり、3議案とも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成20年9月25日、文教福祉常任委員会委員長、柴田徹也。

議長（明智忠直） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員長の報告を求めます。

委員長、佐久間茂樹議員、ご登壇願います。

(総務常任委員長 佐久間茂樹 登壇)

総務常任委員長(佐久間茂樹) 総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る9月5日の本会議において、本委員会に付託されました議案第10号、平成20年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第12号、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号、旭市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号、工事請負契約の締結について、議案第18号、財産の取得について、議案第19号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の専決処分の承認についての6議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る9月22日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第10号の質疑2点について申し上げます。

1点目として、諸収入の雑入5,800万円余りの補正は、中央病院からの市道の付け替えの負担金ということであるが、なぜ市の事業なのに負担金を受けなければならないのかとの質疑では、中央病院より整備の要望があった道路であり、公営企業会計と一般会計の関係で、会計間のやりとりの中で負担金という形になったものであるとの答弁がありました。

次に、2点目として、国庫支出金の市町村合併推進体制整備費補助金について、市町村建設計画に位置付けられた特定の事業に対して、国から総額で5億4,000万円交付されることとなっているが、間違いなく交付されるのかとの質疑では、本市においては、合併の規模からすると、10年間で計算上5億4,000万円となるわけであるが、国が合併で約束したことであるので、これを信用していくしかないとの答弁がありました。

次に、議案第17号の主な質疑について申し上げます。

防災行政無線整備工事の予定価格20億円に対して、半値以下の落札だったということであるが、この差はどの辺にあるのかとの質疑では、設計は、複数のメーカーから見積もりを徴して内容を精査することが一つと、国土交通省の積算基準表、また、建設物価等の標準価格を使いながら設計者が設計を行い、それを基に予定価格を出したものであるが、大きな違いが生じた部分については、個別受信機が2万3,000台ということで、かなり規模が大きいこ

とから、量産効果により安くなったのではないかと考えているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、そのほか質疑を尽くし、審査の結果、別紙報告書のとおり、6議案とも全員異議なく原案のとおり可決、承認すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成20年9月25日、総務常任委員会委員長、佐久間茂樹。

議長（明智忠直） 総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託議案に対する各常任委員長の報告は終わりました。

日程第4 質疑、討論、採決

議長（明智忠直） 日程第4、質疑、討論、採決。

質疑、討論、採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（明智忠直） 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋利彦議員、ご登壇願います。

（21番 高橋利彦 登壇）

21番（高橋利彦） 21番、高橋です。

議案第11号、平成20年度旭市病院事業会計補正予算の議決について、原案に反対する立場で討論を行います。

人の命、健康は、金で買うことができません。このかけがえのない命と健康を守ってくれる旭中央病院、合併により市立病院となりましたが、診療圏人口100万人を擁する総合救急病院として、さまざまな医療サービスを提供し、旭市民はもとより、近隣市町にとっても、なくてはならない存在です。

しかも、我が旭市立病院は、設立当初から経営の収支と投資額のバランスを考慮した増改築などが行われ、その結果として、近年の厳しい医療環境にも耐え、市からの繰り出しもな

く、150億円近い借金も順調に返済が続けられており、現在も健全な経営が堅持されています。これは病院関係者の功績のたまものであり、市民も大変な感謝をいたしております。

しかし、このように巨大化した病院の現状を踏まえ、市長は議会の答弁で、旭市が単独で責任を持てる病院ではないだろうと本音を漏らし、片や病院のことは病院に任せてあると言い、そしてまた、病院事業の責任は議会にあると言っておりますが、そのとおり確かに事業管理者に一切をゆだねております。

また、議会はチェック機能を持った中での議決機関でありますので、その言葉に誤りはありませんが、しかし、市長は、開設者という立場であります。それだけに、すべてを知り、また責任ある立場であります。

いずれにしても、この病院の再整備事業、一昨年、現在の病院長が就任すると、議会にも全く説明もなく、突如として当時の関係新聞に病院建設の記事が掲載され、昨年の5月になって、やっと議会の全員協議会において、病院から総事業費が317億円との説明がなされました。これは新市建設計画や市の計画にもなく、しかも、この事業の借入金が209億円を超え、大変驚きました。

もっと驚いたのは、さらに昨年の9月議会から半年足らずの今年の3月議会で、ほとんど質疑や審議もなく、賛成多数で可決されましたが、旭市の浮沈をかけたこの大事業の決定までのいきさつを知ったら、一番驚くのは、公立病院の経営の厳しさを知らされている市民ではないかと思えます。そして、事業費から見ると、市立病院では全国的にも例のないスピード決定だと思えます。

いずれにしても、あまり急ぐと、学校の耐震改築と同じで、急いで事はし損じることがありますが、ろくなことはないと思えます。

そこへ、今度はやはり半年足らずで建設資材の高騰ということで、建築面積の縮小などで10億円減らしたものの、22億円が不足し、その財源は県からもらえると説明しながら、補正予算書の財源内訳では、足りない分は借金等で補っています。

そもそもこの補正予算は、新本館建設にかかわる資材の高騰による22億円だけでなく、大きな額の補正にはなると思いますが、再整備事業として打ち出している中では、ほかの施設整備も含めた全体事業費で補正すべきであります。これでは、小出し、小出しで、まさに建設ありきです。

また、病院の院長室よりの広報紙で、病院長は経営形態の見直しについては、既に検討を開始し、再整備事業は平成23年1月、新病棟完成を目指して順調に進捗していると明言して

います。

また、以前から病院長は、市立病院では縛りがあると提唱している方ですので、当然、公設民営化なども視野に入れて検討していると思います。公設民営ならば、幾ら立派なことを言っても、借り賃をきっちり払ってくれる保証のある医療法人などでなければならぬと思います。

一般的に、このような重大事項は、検討委員会の結果を待って判断し、市立病院の場合は、経営形態を決めてから病院を建設しています。ここまで来たら、新本館の建設をそんなに急ぐ必要もないと思います。経営形態の検討委員会の結果を待って病院建設を行うべきであると思います。

私は、以前から再三述べているように、コンサルタント会社がつくった事業性があるとかではなく、収支に見合った投資をし、市民を交えた多くの方々の事業に対する意見を聞き、さまざまな検討を行い、長所や短所まで情報公開した上で市民の認知が必要であり、これらが整わなければ、病院建設はすべきではないと思います。このような市の存亡にかかわる大きな予算規模事業のこれが順序だと思っています。つまり、このような大きな事業だけに、プロセスが大事であります。

私は、農業でも企業でも、再投資ができないものは衰退するというのが持論です。病院の病棟建設や施設整備に反対しているわけではありません。

以上のことを踏まえて、事業計画を見直す必要もあり、本案は再整備事業の一部の新本館建設工事にかかわる資材高騰分を補正したものであり、これからどれだけの事業費がかさむか全く見えておりません。そういう中では、不透明で的確性を欠く補正予算であり、これを原案のとおり賛成することは到底できません。

以上で反対討論を終わります。

議長（明智忠直） 続いて、神子功議員、ご登壇願います。

（ 2 4 番 神子 功 登壇 ）

2 4 番（神子 功） 私は、議案第10号、旭市一般会計補正予算の議決について、反対の立場から討論をさせていただきます。

平成20年度旭市一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億1,700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ262億9,700万円とするものでございます。

歳入の主な内容につきましては、繰越金として前年度繰越金4億412万7,000円、市債とし

て1億2,860万円、国・県負担金及び補助金として、合わせまして9,309万6,000円という内容になっております。

歳出につきましては、年度途中の補正ということから、当初予算に対して緊急やむを得ず必要性が生じたもの、あるいは予算額として変化の伴うもの、こういったものが補正予算として組まれるものと私は判断をしております。

そこで、今回の補正で特に変化が見られるものとして、(仮称)下宿ふれあい公園整備事業が挙げられるものと思います。この整備事業につきましては、子どもたちが安心して遊べる遊具・広場や、交流の場となるような多目的広場等の整備、これを行って、子どもからお年寄りまで利用できる公園整備を行う。また、災害時には避難場所として利用するとき、地域に密着した整備を図っていく。これが平成20年度から平成21年度までの継続事業として、平成20年度の予算組みがされた内容になっております。

年度当初は1億279万7,000円、その財源の内訳といたしましては、国庫補助金として9,000万円、一般財源として1,279万7,000円、これが当初予算組まれておりましたけれども、今回の補正では、国庫補助金が5,300万円の減額、したがって、3,700万円となり、土木債として地方債が5,980万円組まれまして、一般会計では1,279万7,000円が599万7,000円となった内容になっております。

20年度当初の予算段階では、この整備は、有利な補助金の利用ができる見込みがあるとして説明をいただいた内容になっております。しかし、今回は、先ほど申し上げましたように、起債もしなければならぬような予算組みに変化が見られました。

この公園事業につきましては、合併により計画事業として予定をされていたものでありますが、必要性があるかどうか指摘をさせていただいたところでございます。起債を起こしてまでもやる必要性があるのかどうか、この点は検討しなければならない点であるというふうに思います。

また、継続事業でございますので、来年度の予算組みにしても、財源がどうなるか、起債を必要とするものか、また起債を含むものなのか、この辺につきましては、十分検討が必要であり、情報収集が必要であると考えます。したがって、今回は、当初有利な財源が見込まれるということで財源措置したものが大きな変化がある。このことについて反対をするものであります。

なお、この整備につきましては、もう一方の見方があるのではないかと最近考えます。

うさぎ年に、12年に1度の熊野神社の御神幸祭があり、これが干潟地域から海上地域、そ

して三川浜で「お浜降り」がされますけれども、その通過点になるというふうに聞いていることも確かでございます。したがって、整備計画がありますけれども、そういったことも本来は含まれていたのではないかな。そうすることによって、それを考えた場合には、もっともっと違った事業展開があったのではないかなということも考えられる一つでございます。

指摘は申しあげましたけれども、それらについて今回補正を組まれておりますけれども、私は指摘をしておりますが、その点十分含めた考えも必要ではないかというふうに思う一人でございます。

なお、議案第10号の中にあります次世代育英資金行動計画策定事業について申し上げます。

これについては、平成21年度までを前期とし、22年度から後期のスタートがあるということも今回予算組みが補正としてのってございます。

この事業については、当初予算組みの中で十分見込めたものではないかなというふうに判断する一人でございます。そのことによって、この事業については、現状の把握や検証、評価、そして説明にもありましたように、アンケートの調査もするというようなこともありますし、委託する場合には、業者がまだ決定をしていないようでございます。こういったことがあらかじめ当初予算として組み込まれていれば、前倒しに事業を推進することもできるのではないかということについて考える一人でございます。

必要性がある内容についてでございますので、理解はでき、賛成するものですが、今後、補正予算のあり方についてということ考えた場合に、これらについてはきめ細かい配慮が必要であり、対応が必要であるということをお望み一人でございます。

以上、私は、（仮称）下宿ふれあい公園の1点について反対をして、討論を終わりにしたいと思っております。

以上です。

議長（明智忠直） 続いて、林俊介議員、ご登壇願います。

（15番 林 俊介 登壇）

15番（林 俊介） 私は、議案第11号、平成20年度旭市病院事業会計補正予算の議決について、賛成の立場から討論をいたします。

まず、今回の増額補正予算の提出に至る状況として、病院側の説明は、再整備事業として昨年11月以来、新本館の実施設計を行ってきたところであるが、今般、実施設計がほぼ終了の段階になり、既定の予算では、当初予算でできなかった資材費の高騰により、入札が執行できない見込みとなったことから、やむを得なく増額補正をせざるを得ないと判断したとい

うものであります。

私は、これに対し、四つの点から賛成の理由を申し上げます。

まず、第1点目は、今回の補正の原因が昨今の異常とも言える原油や鉄鋼等の資材費の高騰にあることが明らかであるからであります。本年7月16日から、国・県に続いて、当旭市においても、工事請負契約書における単品スライド条項が発動されるような異常な状況になっております。今回の増額の原因が発注者の責任とは別の要因であり、約22億円の根拠、その額等もやむを得ないと考えられます。

次に、2点目として、病院としては、実施設計の途中においても、これらの資材費の高騰が見込まれることから、新本館として必要な機能は確保しながらも、さまざまな経費節減対策を検討してまいりました。その結果、少なくとも約11億円の節減対策を講じており、これは公営企業としては当然の取り組みとはいえ、その姿勢は高く評価しなければならないと思います。

3点目として、今回の増額に対する財源手当等もしっかりと説明されており、今回の増額となる約22億円は、少なくとも県からの補助金で賄うこととし、今後の増額要因に対しても、国・県からの補助金や解体工事の繰り延べなどによって対応するとされております。

最後に、この病院の果たす大きな役割は忘れてはいけません。旭中央病院は、言うまでもなく、本県東部から茨城県南部に至るまでの広域の基幹病院であり、高度先進的な医療をはじめ、救命救急センターを運営するなど、市民の安心・安全の象徴でもあります。

最近の公立病院の医療危機が叫ばれる中、耐震対策をはじめ、病院全体の効率化や優秀な人材確保を目的とする再整備事業は、一刻の猶予も許されるものではありません。この再整備事業の必要性について、疑いを差し挟む余地は全くないものと考えております。

どうか議員各位には、今後の市民の医療の確保、また、旭中央病院を核としたまちづくりのためにも、本議案に対して満場一致の賛成をいただきますよう心よりお願い申し上げます。賛成討論といたします。

議長（明智忠直） 続いて、嶋田茂樹議員、ご登壇願います。

（19番 嶋田茂樹 登壇）

19番（嶋田茂樹） 私は、議案第10号、平成20年度旭市一般会計補正予算の議決について、賛成の立場から討論を行います。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ7億1,700万円を追加し、予算の総額を262億9,700万円とするもので、歳出の主なものを申し上げますと、財政調整基金への積み

立て4億1,000万円、農業振興費8,541万円、道路新設改良事業6,821万4,000円、小学校施設改修事業等2,135万5,000円、中学校施設改修事業等2,922万円です。各事業とも必要不可欠なものと思います。

公園費の国庫補助金の減額に伴い、財源調整しました(仮称)下宿ふれあい公園整備事業については、新市建設計画及び基本計画に位置付けられた事業として実施するもので、結果として、合併補助金の内示額が当初予算と比べ下回ったために、次の有利な財源である合併特例債を活用するということで、次善の策だと考えます。

今回の補正については、幅広く細部にわたり住民の要望に応え、社会資本の充実を図り、市の活性化に十分配慮されたものと思われまます。

今後も伊藤市長の力強いリーダーシップにより、安心して安全なまちづくりの実現に向けて大きく前進できるよう、なお一層のご尽力をお願いし、賛成の討論とするものであります。

議長(明智忠直) 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(明智忠直) 討論を終わります。

これより議案第10号から議案第19号までの10議案について採決いたします。

議案第10号、平成20年度旭市一般会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(明智忠直) 賛成多数。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、平成20年度旭市病院事業会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(明智忠直) 賛成多数。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、旭市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、旭市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号、旭市土地開発公社定款の変更について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号、工事請負契約の締結について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（明智忠直） 全員賛成。

よって、議案第19号は承認することに決しました。

ここで11時20分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時 6分

再開 午前11時20分

議長（明智忠直） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 常任委員長請願報告

議長（明智忠直） 日程第5、常任委員長請願報告。

これより文教福祉常任委員会に付託いたしました請願審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

委員長、柴田徹也議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 柴田徹也 登壇）

文教福祉常任委員長（柴田徹也） 文教福祉常任委員会委員長の請願報告を申し上げます。

去る第2回定例会において、閉会中の継続審査となっております請願第2号、「国における平成21(2009)年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願と、請願第3号、「地域手当の県内格差支給の是正を求める意見書」採択に関する請願の2件についての審査経過並びに結果を申し上げます。

請願審査は、9月19日、付託議案の審査終了後、直ちに審査を行いました。

審査では、請願第2号は、請願事項の危険校舎や老朽校舎の改築については、既に当市は合併をして耐震診断等を行い、施設の整備はかなり進んでいると考えているが、自治体の財政状況による格差が生じている現在では、やはり予算の拡充が必要ではないか。

また、請願第3号については、当市の教職員の通勤状況を調査したところ、通勤にはどうしても車が必要で、ガソリン代の高騰や物価高騰を考えると、地域の格差を少しずつ減らしてもよいのではないかと意見が出され、結果、別紙報告書のとおり、請願第2号及び請願

第3号については、いずれも賛成多数で採択と決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成20年9月25日、文教福祉常任委員会委員長、柴田徹也。

議長（明智忠直） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託請願に対する委員長の報告は終わりました。

日程第6 質疑、討論、採決

議長（明智忠直） 日程第6、質疑、討論、採決。

質疑、討論、採決を行います。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（明智忠直） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

議長（明智忠直） 討論なしと認めます。

これより請願第2号、請願第3号の請願2件について採決いたします。

請願第2号、「国における平成21(2009)年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願について、文教福祉常任委員長の報告のとおり採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（明智忠直） 賛成多数。

よって、請願第2号は採択と決しました。

請願第3号、「地域手当の県内格差支給の是正を求める意見書」採択に関する請願について、文教福祉常任委員長の報告のとおり採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（明智忠直） 賛成多数。

よって、請願第3号は採択と決しました。

日程第7 常任委員長陳情報告

議長（明智忠直） 日程第7、常任委員長陳情報告。

これより各常任委員会に付託いたしました陳情審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、建設経済常任委員長の報告を求めます。

委員長、嶋田哲純議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長 嶋田哲純 登壇）

建設経済常任委員長（嶋田哲純） 建設経済常任委員会委員長の陳情報告を申し上げます。

去る9月5日の本会議において、付託されました陳情第5号、自主共済制度の保険業法適用見直しを求める陳情と、陳情第6号、燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める陳情の2件について、審査経過並びに結果を申し上げます。

陳情審査は、9月18日、付託議案の審査終了後、担当課より、本陳情の内容について詳しく説明を受け、直ちに審査を行いました。

審査では、陳情第5号は、消費者保護の観点から定められた法律であり、その法律の中での共済にするという部分は、適当ではないか、また、陳情第6号については、高騰分の補償とあるが、あまりにも使用量が多く、現在、国は支援の増額を考えていることもあり、今のところ必要ではないとの意見が出され、結果、別紙報告書のとおり、陳情2件については、いずれも全員賛成で不採択と決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成20年9月25日、建設経済常任委員会委員長、嶋田哲純。

議長（明智忠直） 建設経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長、柴田徹也議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 柴田徹也 登壇）

文教福祉常任委員長（柴田徹也） 文教福祉常任委員会委員長の陳情報告を申し上げます。

去る第2回定例会において、閉会中の継続審査となっております陳情第4号、いいおかけんこうセンター、海上健康増進センターの利用料などに関する陳情の1件について、審査経

過並びに結果を申し上げます。

陳情審査は、9月19日、付託請願の審査終了後、関連する施設、あさひ健康福祉センター及び総合体育館を視察した後に審査を行いました。

審査では、今回の改訂は、高齢者に対する減免等の特例もなくし、サービスは高く、負担は低くという合併時のうたい文句に反した改訂であると感じているという意見がありました。各施設の現地視察と設置目的や建設の財源、維持管理費、また、市民の有効利用などについて調査した結果、年間の維持管理費は、海上健康増進センターが2,121万円、いいおかけんこうセンターは946万円で、温水プールや職員の配置により、この差が生じている。

合併して3年がたち、市民として負担すべきものは負担をしていく、利用者の応分の負担はやむを得ないのではないかと意見が出され、結果、別紙報告書のとおり、賛成多数で不採択と決しました。

このほか、この案件においてさまざまな議論がなされましたので、ここでさらに申し添えておきたいと思います。

健康管理課で所管する両施設において、保健師は緊急なことがない限り対応しないようなことになっているが、住民サービス、また、この設置目的である市民の健康維持の増進を図る目的から、市として健康についてどれだけ寄与してきたのかどうか。

市民がこの施設の有効利用をするのと同時に、行政として健康状況を管理しながら、病気がなるべく出ないような予防についても、一緒になってやるような施設を目指すべきではないか。

当市は、健康都市宣言を掲げており、その位置付けからした場合に、施設のあり方をもう1回見直しをして、保健師の常設設置やトレーニングした結果をどう管理したほうがよいのか、もっと研究するべきではないか。

市内にある同様の4施設どこでも使える共通券制にしたら、もっと利用者が増えるのではないか。

料金面で分かりやすくするために、運動施設とプールやおふろ等を別にするという考えもあるのではないか。

行政として、使用料手数料の改定については、費用対効果ということ念頭に置きながら、その施設の役割、目的、また、現状の状況、市民のニーズも踏まえた上で、将来、この施設がどうあるべきか、現在、どういった施設であるべきかということ十分に検討しながら、料金の設定に臨むということが行政の姿勢であってほしいとの意見がありました。

以上のとおり報告いたします。

平成20年9月25日、文教福祉常任委員会委員長、柴田徹也。

議長（明智忠直） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員長の報告を求めます。

委員長、佐久間茂樹議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長 佐久間茂樹 登壇）

総務常任委員長（佐久間茂樹） 総務常任委員会委員長の陳情報告を申し上げます。

去る第2回定例会において、閉会中の継続審査となっております陳情第3号、住民の暮らしを守り、安全・安心の公共サービス拡充を求める陳情の1件について、審査経過並びに結果を申し上げます。

陳情審査は、9月22日、付託議案の審査終了後、直ちに審査を行いました。

審査では、特に意見はなく、別紙報告書のとおり、全員賛成で不採択と決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成20年9月25日、総務常任委員会委員長、佐久間茂樹。

議長（明智忠直） 総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託陳情に対する各委員長の報告は終わりました。

日程第8 質疑、討論、採決

議長（明智忠直） 日程第8、質疑、討論、採決。

質疑、討論、採決を行います。

ただいまの各委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（明智忠直） 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

議長（明智忠直） 討論なしと認めます。

これより陳情第3号から陳情第6号までの陳情4件について採決いたします。

請願第3号、住民の暮らしを守り、安全・安心の公共サービス拡充を求める陳情について、総務常任委員長の報告のとおり不採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(明智忠直) 賛成多数。

よって、陳情第3号は不採択と決しました。

陳情第4号、いいおかけんこうセンター、海上健康増進センターの利用料などに関する陳情について、文教福祉常任委員長の報告のとおり不採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(明智忠直) 賛成多数。

よって、陳情第4号は不採択と決しました。

陳情第5号、自主共済制度の保険業法適用見直しを求める陳情について、建設経済常任委員長の報告のとおり不採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、陳情第5号は不採択と決しました。

陳情第6号、燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める陳情について、建設経済常任委員長の報告のとおり不採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(明智忠直) 賛成多数。

よって、陳情第6号は不採択と決しました。

ここでしばらく休憩をいたします。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時42分

議長(明智忠直) 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、発議案が提出されました。

提出されました発議案は、発議第1号、国における平成21(2009)年度教育予算拡充に関する

る意見書の提出についてと、発議第2号、地域手当の県内格差支給の是正を求める意見書の提出についての2発議案であります。

配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(明智忠直) 配布漏れないものと認めます。

ただいま発議案に伴う追加日程について、議会運営委員会を開催していただきました。その結果につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

委員長、向後和夫議員、ご登壇願います。

(議会運営委員長 向後和夫 登壇)

議会運営委員長(向後和夫) ただいま議会運営委員会を開きまして、発議案の提出に伴う追加日程について協議をいたしましたので、その内容について私のほうよりご報告申し上げます。

本日提出のありました発議案は、発議第1号、国における平成21(2009)年度教育予算拡充に関する意見書の提出についてと、発議第2号、地域手当の県内格差支給の是正を求める意見書の提出についての2発議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配布してあります平成20年旭市議会第3回定例会議事日程(その2)の本日9月25日のとおり、この後、追加日程第1、発議第1号及び発議第2号の発議案を一括上程。追加日程第2、提案理由の説明。提案理由の説明については、2発議案とも、文教福祉常任委員長の柴田徹也議員が行います。追加日程第3、質疑、討論、採決。

以上で追加日程の協議についての報告を終わります。

よろしく願いいたします。

議長(明智忠直) 議会運営委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。発議第1号及び発議第2号の2発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(明智忠直) ご異議なしと認めます。

よって、本発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第1 発議案上程

議長（明智忠直） 追加日程第1、発議案上程。

発議第1号及び発議第2号の2発議案を一括上程いたします。

追加日程第2 提案理由の説明

議長（明智忠直） 追加日程第2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

発議第1号及び発議第2号について、文教福祉常任委員長、柴田徹也議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 柴田徹也 登壇）

文教福祉常任委員長（柴田徹也） それでは、発議第1号及び発議第2号について、提案理由を申し上げます。

初めに、発議第1号、国における平成21(2009)年度教育予算拡充に関する意見書の提出についての提案理由を申し上げます。

本発議案については、意見書の案文を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

国における平成21(2009)年度教育予算拡充に関する意見書（案）

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神に則り、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え・育てるという重要な使命をおっている。しかし現在、日本の教育は「いじめ」「不登校」をはじめ、いわゆる「学級崩壊」、さらには少年による凶悪犯罪、経済不況の中、失業者の増加により授業料の滞納等、様々な深刻な問題を抱えている。一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、総合的な学習の実施や選択履修の拡大に伴う経費等の確保も急務である。千葉県及び県内各市町村においても、ゆとりの中で子どもたち一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成をめざしていく必要がある。そのためのさまざまな教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状をみれば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。

充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要がある。そこで、以下の項目を中心に、来年度に向けての予算の充実をしていただきたい。

- ・子どもたちに、きめ細かな指導をするための公立義務教育諸学校教職員定数改善計画を早期に策定すること
- ・少人数学級を実現するための義務教育諸学校における学級編制基準数を改善すること
- ・保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持することや就学援助に関わる予算を拡充すること
- ・子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等環境・条件を整備すること
- ・危険校舎、老朽校舎の改築やエアコン、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること
- ・子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額を見直し、地方交付税交付金を増額することなど

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではありますが、必要な教育予算を確保することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣あてでございます。

続いて、発議第2号、地域手当の県内格差支給の是正を求める意見書の提出についての提案理由を申し上げます。

本発議案についても、意見書の案文を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

地域手当の県内格差支給の是正を求める意見書（案）

平成17年12月、千葉県人事委員会は、県職員・教職員の給与構造の見直しについて勧告を行った。調整手当に替わって新設された地域手当については、県内を8%支給地域と5%支給地域とに二分し、3%の格差を設けるものとなった。この地域手当の支給は、平成22年までに完成するとされており、今年度は県内を6%・5%・4%支給地域に三分割している。

教職員は、県内56市町村すべてに勤務している。しかし、地域手当の格差支給により、同様な職務を遂行しているにもかかわらず、年収で大きな差が生じるという事実が発生している。これにより、教職員の不公平感が増すばかりではなく、円滑な人事異動への影響も懸念される。ひいては、地域による教育の水準格差も生じかねない。近県においても、埼玉県・群馬県・神奈川県・静岡県・山梨県等は県内一律支給となっている。

また、新規教職員の採用という視点からも、地域手当の格差支給は望ましいことではない。

近年、本県は、1,000人を超える新規教職員を採用している。採用選考を近県と同じ日に実施することもあり、優れた教職員をいかに確保するかが求められている。本県の地域手当に格差があることが、優れた人材を確保するうえで影響をおよぼすことが懸念される。これは、本県の教育の充実、発展にとって大きな損失であると言わざるを得ない。

よって、千葉県内の地域手当を全県一律支給とし、格差を早期に是正することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、千葉県知事、千葉県人事委員会委員長あてでございます。

以上でございます。

皆さんのご賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

議長（明智忠直） 提案理由の説明は終わりました。

追加日程第3 質疑、討論、採決

議長（明智忠直） 追加日程第3、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

発議第1号及び発議第2号について、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（明智忠直） 質疑なしと認めます。

これより発議第1号及び発議第2号の2発議案について、一括して討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（明智忠直） 討論なしと認めます。

これより発議第1号及び発議第2号の2発議案について採決いたします。

発議第1号、国における平成21(2009)年度教育予算拡充に関する意見書の提出について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（明智忠直） 全員賛成。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

発議第2号、地域手当の県内格差支給の是正を求める意見書の提出について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第9 事務報告

議長(明智忠直) 日程第9、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

(総務課長 高埜英俊 登壇)

総務課長(高埜英俊) 篤志寄附を受納しましたので、報告いたします。

1つ、学校用図書200冊を株式会社大京様から7月25日に。

1つ、金300万円を畠田裕美様から9月1日に。

1つ、児童用図書120冊を宮澤芳雄様から9月12日に、それぞれ受納いたしました。

以上です。

議長(明智忠直) 事務報告は終わりました。

日程第10 閉会

議長(明智忠直) 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等の審議は全部終了いたしました。

これにて平成20年旭市議会第3回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時56分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

旭市議会 議長 明智 忠直

副議長 平野 浩

議員 島田 和雄

議員 平野 忠作